

〈特集〉

関東足利氏書札礼と『書札次第』

——書止文言と宛所の比較考察——

安 田 健 人

はじめに

本稿は、『書札次第』と他の関東足利氏書札礼の比較検討を行い、その史料性格と、武家の家格について考察を行うものである。『書札次第』は近年新たに確認された古河公方の書札礼書で、一部に武家と寺社の一覧が記載されている。¹その成立時期は、扇谷上杉氏の名が山内上杉氏より前に記されている点から、原型は明応三年（一四九四）以前の成立と考えられる。²武家と寺社一覧以外の箇所は後世の追加とみられるが、一部に「大和家藏書」の『大館伊予守尚氏入道常興筆記』からの転載とみられる箇所がある。³

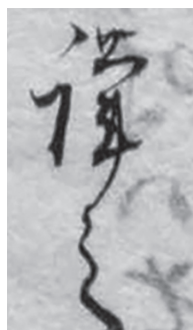
関東足利氏書札礼に関する研究としては、『殿中以下年中行事』を材料とした鎌倉府書札礼に関する検討や、『足利政氏書札礼』（以下、『政氏書札礼』）の検討、⁴『義氏様御代

之中御書案之書留』（以下、『義氏書札礼』）の検討、⁶古河公方書札礼間の比較研究、⁷東国を含む全国の書札礼史料を収集し、その全国的な展開を検討したものなどが挙げられる。そして、関東足利氏書札礼について字体にまで踏み込んで検討したものに田中宏志の研究がある。⁹

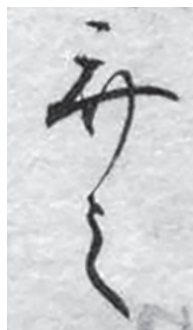
書札礼の字体については、書止文言の謹言がその崩し方（真↓行↓草の順）で、敬意の度合いが変化することが明らかにされている。¹⁰それは次の【図1・2・3】¹¹のようなものであり、字体の差異は厳格に定められていた。したがって、書札礼研究においては、字体の差異も考慮した上で検討を行う必要がある。

そこで本稿では、書止文言とその字体、また宛所となる武家・寺社の記載の有無という観点から、『書札次第』と他の

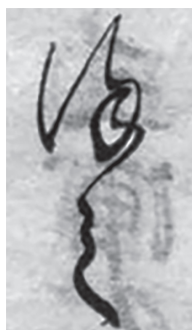
【図1】謹言（真）



【図2】謹言（行）



【図3】謹言（草）



関東足利氏書札札の比較検討を行う。その上で『書札次第』の史料的人格および関東足利氏書札札の変遷と武家の家格について考察したい。

一 書止文言とその字体の比較検討

（一）各書札札の概要

比較検討にあたり、まず個々の書札札の概要と成立時期について述べておきたい。関東足利氏の書札札について記した史料に『殿中以下年中行事』、『書札次第』、『政氏書札札』、『

『義氏書札札』がある。『殿中以下年中行事』については、大半は公方が差出人でなく、個別の武家についてもほとんど記していないため、本稿では『書札次第』、『政氏書札札』、『義氏書札札』の三つを検討対象とし論を進める。

①『書札次第』

内容は前述の通り。成立時期については、政氏と山内上杉氏が結びつくのが明応三年五月以前のため、成立もこれ以前と推定される。また詳細は後述するが、上限は長享二年（一四八八）頃まで遡る可能性があると考えられる。

伝来については、国立公文書館に写本があるが、それ以前の正確な伝来過程や原本は不明である。可能性の一つとして関東足利氏の末裔である喜連川家の所蔵が想定されるが、天明元年（一七八二）に、当時の喜連川家所蔵の文書などについて記した「天明元年目録」¹³には記載がない。それ以前に流出した可能性もあるが、『書札次第』には喜連川や小弓公方の重臣である逸見氏などの記載がないことから、少なくとも喜連川家の所蔵ではなかった可能性が高い。

②『足利政氏書札札』¹⁴

主に足利成氏・政氏期の文書が写され、成立は永正三年（一五〇六）〜同七年の間、¹⁵少なくとも永正三年からさほ

ど降らない時期とされる。¹⁶ だが、『政氏書札礼』は内容からA・Bの二系統に大別され、¹⁷『政氏書札礼』Aの成立は明応三年十一月以降（後述）、可淳について記す『政氏書札礼』Bは、上杉顕定が出家して可淳を名乗るのが永正三年以降であることから、成立は永正三年以降、可淳が死去する永正七年以前と考えられる。

さらに、『政氏書札礼』には奥書があり、Aには「大上様以御自筆、本間右衛門佐所へ被下写本也」、Bには「大上様於武州御陣下本間右衛門佐依申上、遊被下写本也」とあり、『政氏書札礼』は本間氏の要望によって政氏から下賜された写本と判明する。記述の差異は挿入時期によるものとみられ、田中はこの記述から「武州御陣」は明応三年以降、政氏が下総篠塚に動座する文亀二年（一五〇二）以前に比定される「武州上戸張陣」にあたる可能性が高いことから、原型の成立は明応三年から文亀二年までの間であるとする。¹⁸

この指摘は概ね妥当であると考えるが、さらに年代を絞ることができると思われる。というのも、『政氏書札礼』には明応三年十一月の武蔵村岡の政氏御陣における上杉顕定に関する注記として「出仕之時御剣御一家シテ被下之也、今度之御陣ニテ一兩度被申間、直ニ被下之」とある。この点を踏まえれば、前述した奥書の「武州御陣」も、明応三年十一月の「今度之御陣」と同じ御陣を指す可能性が高い。すなわち、

本間氏に下賜された『政氏書札礼』Aの成立は明応三年十一月であり、仮に原本が存在したとすれば、その成立はさらに遡ることになる。²⁰

伝来は、本間氏が喜連川家の家臣になっているため、その過程で「喜連川文書」として伝わったのであろう。²¹ 東京大学史料編纂所に影写本があり、『義氏書札礼』、『里見家永正元龜年中書札留拔書』²²にも一部が写されている。

③『義氏様御代之中御書案之書留』²³

主に義氏期の文書が写され、成立は天正四年（一五七六）の義氏嫡子の誕生が契機と考えられる。²⁴ 後半には『政氏書札礼』の写しもあり、特に「京都へ之御書札」から始まる箇所は『政氏書札礼』の欠失部分と推定される。²⁵

伝来は『政氏書札礼』同様「喜連川文書」として伝わり、国立国会図書館にも写本が存在する。

（二）各書札礼の比較と書止文言の字体

では次に、各書札礼上の書止文言の字体を比較した結果をみていきたい。それが次の【表1】【表2】である。紙幅の都合上すべてに言及することはできないため、ここでは字体が相違する箇所へのみ言及し、実例との差異についても述べる。武家では桃井・二階堂・山内上杉・千葉・三浦・築田・

【表1】関東足利氏書札における武家宛文書の書止文言とその字体

No.	宛所	『書札次第』	『政氏書札礼』	『義氏書札礼』	No.	宛所	『書札次第』	『政氏書札礼』	『義氏書札礼』
1	斯波	恐々謹言（真）	<u>恐々謹言（真）</u>	—	51	二階堂	謹言（草）	<u>謹言（行）</u>	—
2	畠山	恐々謹言（真）	<u>恐々謹言（真）</u>	—	52	岡馬	謹言（草）	—	—
3	細川	恐々謹言（真）	恐惶謹言（真） （細川九郎）	—	53	早川田	謹言（草）	—	—
4	細川（典厩家）	—	<u>謹言（行）</u>	—	54	伊達	謹言（草）	—	—
5	細川（讃州家）	—	<u>謹言（真）</u>	—	55	三戸	謹言（草）	—	—
6	一色	—	—	恐々謹言（草）	56	白河	謹言（草）	—	—
7	山名	恐々謹言（真）	—	—	57	赤見	謹言（草）	—	—
8	土岐	—	謹言（行）	—	58	家田	謹言（草）	—	謹言（行）
9	持見院（斎藤）	—	<u>謹言（行）</u>	—	59	大平	謹言（草）	—	—
10	三条	—	恐々謹言（真）	—	60	佐々木	謹言（草）	—	—
11	幸福院	—	<u>恐々謹言（真）</u>	—	61	梶原	謹言（草）	—	—
12	伊勢	—	<u>謹言（行）</u>	—	62	壬生	—	—	謹言（草）
13	吉良	恐々謹言（真）	恐々謹言（真）	恐々謹言（真）	63	相馬	—	—	謹言（草）
14	淡川	恐々謹言（真）	恐々謹言（真）	恐々謹言（真）	64	木戸	謹言（草）	—	謹言（行）
15	桃井	恐々謹言（真）	—	恐々謹言（草）	65	八条上杉	—	—	謹言（行）
16	里見	恐々謹言（草）	—	恐々謹言（草）	66	妹尾	—	—	謹言（草）
17	新田	—	—	恐々謹言（真）	67	本間	謹言（草）	謹言（草）	—
18	岩松	恐々謹言（草）	—	恐々謹言（草）	68	町野	謹言（草）	—	—
19	由良	—	—	謹言（真）	69	印東	謹言（草）	—	—
20	二本松	恐々謹言（草）	—	—	70	佐野	謹言（草）	—	謹言（行）
21	吉見	恐々謹言（草）	—	恐々謹言（草）	71	山越	謹言（草）	—	—
22	駿河今川	—	<u>謹言（真）</u>	—	72	竜崎	謹言（草）	—	—
23	甲斐武田	—	<u>謹言（草）</u>	—	73	奥野	謹言（草）	—	—
24	畠山	謹言（行）	<u>謹言（行）</u>	—	74	千本	謹言（草）	—	—
25	畠山	謹言（行）	—	—	75	塩谷	謹言（草）	—	—
26	加子	謹言（草）	<u>謹言（草）</u>	—	76	渋谷	謹言（草）	—	—
27	扇谷上杉	謹言（真）	—	謹言（真）	77	江戸	謹言（草）	—	—
28	山内上杉	恐々謹言（草）	恐々謹言（草） 恐々謹言（行）	恐々謹言（行）	78	茂木	謹言（草）	—	—
29	越後上杉	—	<u>謹言（真）</u>	—	79	北条	謹言（草）	<u>謹言（行）</u>	—
30	小田原北条	—	—	恐々謹言（行）	80	山川	謹言（草）	—	—
31	佐竹	謹言（真）	—	謹言（真）	81	空閑	謹言（草）	—	—
32	小田	謹言（真）	—	謹言（真）	82	小坂	謹言（草）	—	—
33	大掾	謹言（真）	—	—	83	長尾	—	謹言（草）	—
34	岩城	謹言（真）	—	—	84	原	—	謹言（草）	—
35	千葉	謹言（真）	謹言（真） <u>謹言（行）</u>	謹言（真）	85	芳賀	—	謹言（草）	—
36	千田	—	—	謹言（行）	86	水谷	—	謹言（草）	—
37	三浦	謹言（真）	<u>謹言（行）</u>	—	87	赤井	—	謹言（草）	—
38	上総	謹言（真）	—	—	88	狩野	—	—	謹言（草）
39	上総武田	—	—	謹言（真）	89	太田	—	—	謹言（草）
40	横須賀	謹言（真）	—	—	90	行方	—	—	謹言（草）
41	結城	謹言（真）	—	謹言（真）	91	扇田	—	—	謹言（草）
42	小山	—	—	謹言（真）	92	武田（行方衆）	—	—	謹言（草）
43	那須	謹言（真）	—	—	93	山田	—	—	謹言（草）
44	宇都宮	謹言（真）	—	謹言（真）	94	手賀	—	—	謹言（草）
45	舞木	謹言（真）	—	謹言（真）	95	中居	—	—	謹言（草）
46	長井	謹言（行）	—	—	96	下河辺	—	—	謹言（草）
47	大友	謹言（行）	—	—	97	嶋崎	—	—	謹言（草）
48	野田	謹言（行）	—	—	98	芹沢	—	—	謹言（草）
49	名草	謹言（行）	—	—	99	鹿嶋	—	—	謹言（草）
50	渋谷	謹言（行）	—	—	100	津賀	—	—	謹言（草）

- ※1 『政氏書札礼』の内、「京都へ之御書札」の記述は二重下線を引き区別した。また、その内No1,4,11,12,22~24,26,29,35,37,51,79は『義氏書札礼』、No5は『里見家永正元亀年中書札留抜書』の写しから採った。
- ※2 「一揆」など特定の家を指さない事例や、庶子に関する規定は除外した。
- ※3 書止文言が「也」など謹言未満の家については除外した。
- ※4 No28の山内上杉氏については、恐々謹言（草）が『政氏書札礼』A、恐々謹言（行）がBの記載である。

【表2】関東足利氏書札礼における寺社宛文書の書正文言とその字体

No.	宛所	『書札次第』	『政氏書札礼』	『義氏書札礼』	備考
1	大御堂殿	恐々謹言 (真)	恐々謹言 (真)	—	『政氏書札礼』では、勝長寿院
2	鎌倉門院	恐々謹言 (真)	—	—	恐惶謹言とするかは仔細有りとする
3	雪下殿	恐々謹言 (真)	恐々謹言 (真)	—	
4	熊野堂殿	—	恐々謹言 (真)	—	御達枝、僧正以外は恐々謹言 (草)
5	八正寺	恐々謹言 (行)	—	—	御達枝の場合は恐々謹言 (真)
6	宝勒寺	恐々謹言 (行)	—	—	御達枝の場合は恐々謹言 (真)
7	一心院	恐々謹言 (行)	—	—	御達枝の場合は恐々謹言 (真)
8	二階堂 (永福寺)	恐々謹言 (行)	—	—	御達枝の場合は恐々謹言 (真)
9	月輪院	恐々謹言 (行)	—	恐々謹言 (草)	
10	建長寺	恐惶謹言 (真)	恐惶謹言 (真)	—	
11	円覚寺	恐々敬白 (真)	恐々敬白 (真)	—	『政氏書札礼』Bでは、恐々敬白 (草)
12	寿福寺	恐々敬白 (真)	<u>恐々謹言 (草)</u>	—	『政氏書札礼』では、 <u>西堂は恐々謹言 (行)、僧正は恐々謹言 (真)</u>
13	淨智寺	恐々敬白 (真)	<u>恐々謹言 (草)</u>	—	『政氏書札礼』では、 <u>西堂は恐々謹言 (行)、僧正は恐々謹言 (真)</u>
14	淨妙寺	恐々敬白 (真)	<u>恐々謹言 (草)</u>	—	『政氏書札礼』では、 <u>西堂は恐々謹言 (行)、僧正は恐々謹言 (真)</u>
15	禅興寺	恐々謹言 (真)	—	—	西堂の規定。才知により恐々敬白 (真)、単察は恐々謹言 (行)、後堂は恐々謹言 (草)
16	福泉寺	恐々謹言 (真)	—	—	西堂の規定。才知により恐々敬白 (真)、単察は恐々謹言 (行)、後堂は恐々謹言 (草)
17	東勝寺	恐々謹言 (真)	—	—	西堂の規定。才知により恐々敬白 (真)、単察は恐々謹言 (行)、後堂は恐々謹言 (草)
18	万寿寺	恐々謹言 (真)	—	—	西堂の規定。才知により恐々敬白 (真)、単察は恐々謹言 (行)、後堂は恐々謹言 (草)
19	興聖寺	恐々謹言 (真)	—	—	西堂の規定。才知により恐々敬白 (真)、単察は恐々謹言 (行)、後堂は恐々謹言 (草)
20	大学寺	恐々謹言 (真)	—	—	西堂の規定。才知により恐々敬白 (真)、単察は恐々謹言 (行)、後堂は恐々謹言 (草)
21	長楽寺	恐々謹言 (真)	—	—	西堂の規定。才知により恐々敬白 (真)、単察は恐々謹言 (行)、後堂は恐々謹言 (草)
22	国清寺	恐々謹言 (真)	—	—	西堂の規定。才知により恐々敬白 (真)、単察は恐々謹言 (行)、後堂は恐々謹言 (草)
23	瑞泉寺	恐々敬白 (真)	恐々謹言 (真)	恐々謹言 (真)	『政氏書札礼』では、諸山・単察は恐々謹言 (行)、藏主～後堂は恐々謹言 (草)
24	杉田東福寺	恐々謹言 (行)	—	—	
25	極楽寺	恐惶謹言 (真)	恐惶謹言 (真)	—	
26	清浄光寺	恐惶謹言 (真)	恐惶謹言 (真)	—	
27	遊行上人 (無量光寺)	恐惶謹言 (真)	恐惶謹言 (真)	—	『書札次第』では、人体による
28	時宗	穴贅	穴贅々々	—	『政氏書札礼』では、教念寺・庫院・金蓮寺
29	当麻上人	—	恐惶謹言 (真)	—	
30	万福寺	恐々敬白 (真)	—	—	
31	千妙寺	謹言 (行)	—	—	
32	甘楽院	—	—	恐々敬白 (草)	
33	千光院	—	—	恐々敬白 (草)	
34	吉祥寺	—	—	恐々敬白 (草)	
35	播木坊	—	—	恐々謹言 (草)	
36	岩満坊 (大山寺)	—	—	謹言 (草)	
37	観阿寺	—	—	恐々謹言 (草)	
38	千手院	—	—	恐々謹言 (草)	
39	権大僧都祐祖御房	—	—	謹言 (草)	雪下院家中も同様の書札礼とする
40	光護院	—	—	恐々謹言 (草)	千葉介一家
41	王子神社	—	—	謹言 (行)	
42	早雲寺	—	—	恐惶謹言 (真)	
43	鷲宮神社	—	—	謹言 (行)	
44	長寿寺	—	恐々謹言 (真)	—	諸山・単察は恐々謹言 (行)、藏主～後堂は恐々謹言 (草)
45	永安寺	—	恐々謹言 (真)	—	諸山・単察は恐々謹言 (行)、藏主～後堂は恐々謹言 (草)
46	長春院	—	恐々謹言 (真)	—	諸山・単察は恐々謹言 (行)、藏主～後堂は恐々謹言 (草)
47	乾亨院	—	恐々謹言 (真)	—	諸山・単察は恐々謹言 (行)、藏主～後堂は恐々謹言 (草)
48	勝光院	—	恐々謹言 (真)	—	諸山・単察は恐々謹言 (行)、藏主～後堂は恐々謹言 (草)
49	惣持寺	—	恐々謹言 (真)	—	
50	伝心院	—	恐々敬白 (草)	—	
51	英海法印御房	—	謹言 (行)	—	
52	京都五山	—	<u>恐々謹言 (真)</u>	—	西堂の規定
53	隆涼軒	—	<u>恐々謹言 (行)</u>	—	
54	鹿苑院	—	<u>恐々敬白 (真)</u>	—	
55	座禅院 (日光山)	—	<u>恐々謹言 (草)</u>	—	
56	山内	—	<u>恐々謹言 (行)</u>	—	日光山カ (伊藤拓也氏御教示)

※1 『政氏書札礼』の内、「京都へ之御書札」の記述は二重下線で区別した。また、その内No12～14,52,53,55,56は『義氏書札礼』、No54は『里見家永正元亀年中書札留留抜書』の写しから採った。

※2 『書札次第』の内、門跡寺院の記載は除外した。

※3 「諸宗」、「諸山」など特定の寺社を指さない事例は除外した。

木戸・佐野・常陸北条、寺社では月輪院・寿福寺・淨智寺・淨妙寺・瑞泉寺が該当する。この内寺社に関しては僧侶個人の地位による差が大きいため、ここでは武家のみを検討対象とし、次に桃井以下の各氏についてみていきたい。

①桃井氏〈『書札次第』恐々謹言（真）〉↓『義氏書札礼』
恐々謹言（草）

事例は未確認。桃井氏は足利一門で、享徳の乱では桃井左京亮が足利成氏方としてみえる。^{○26}『書札次第』では足利御三家の渋川氏の次に名が記され、その地位の高さを窺わせる。『義氏書札礼』では八朝の贈答に関わり名前があり、義氏期も上野国衆として存在したとみられるが、その書札礼は恐々謹言（草）であり、地位は低下したと考えられる。

②二階堂氏〈『書札次第』謹言（草）〉↓『政氏書札礼』（京都へ之御書札）謹言（行）^{○27}

事例は成氏期に謹言（草）と、写しで（行）が確認でき一致する。^{○28}国人・奉公衆の家格は一六世紀前半から格上げが進んでおり、^{○29}奉公衆である二階堂氏も同様であったと推察され、享徳の乱中に格上げされたのであろう。

③山内上杉氏〈『書札次第』・『政氏書札礼』A 恐々謹言（草）〉↓『政氏書札礼』B・『義氏書札礼』恐々謹言（行）^{○30}

事例は政氏期の写しが恐々謹言（行）で確認できる。^{○30}田中によれば山内上杉氏の書札礼は二段階の格上げがなされ、それを踏まえると『政氏書札礼』Aの時点で恐々謹言（草）、そしてBが成立する永正三年〜同七年の間に恐々謹言（行）に格上げされたと考えられる。^{○31}

④千葉氏〈『書札次第』謹言（真）〉↓『政氏書札礼』・『義氏書札礼』謹言（真）、『京都へ之御書札』では謹言（行）^{○32}

事例は高基期以降のものが謹言（真）で確認でき一致するが、^{○32}謹言（行）の事例は庶流以外では確認できない。この『京都へ之御書札』の記載に関しては、同じ外様クラスの那須氏が応仁年間を境に、謹言の書体が行字から真字に格上げされていることから、概ね享徳の乱以前の在り方を示すとされる。^{○33}この指摘に従えば、千葉氏は政氏期までに謹言（行）から（真）に格上げされたことになる。

千葉氏は享徳の乱において胤直が幕府方になっているが、康正元年（一四五五）に成氏方についた一門の馬加康胤に滅ぼされ、胤直の家系は武蔵千葉氏として存続する。^{○34}これらの点から、『京都へ之御書札』の千葉介は、内乱以前に幕府方にいた時期の待遇を示す可能性がある。

⑤三浦氏〈『書札次第』謹言（真）↓『政氏書札礼』（京都へ之御書札）謹言（行）〉

実例は永正六年頃の政氏期の写しが謹言（真）で一致する。³⁵ 謹言（行）の事例は確認できないが、千葉氏同様、享徳の乱前後に幕府方にいた時期の待遇を示し、政氏期までに謹言（行）から（真）に格上げされた可能性がある。

三浦氏は享徳の乱以降上杉方として活動し、長享の乱では当初山内上杉方につき、明応三年以降は扇谷上杉方となつたとされる。³⁶ 三浦氏は永正一三年に滅亡するが、その後も奉公衆として存続した一族がおり、義氏期も謹言（真）と外様クラスの家格で遇されていたことが窺える。³⁷

⑥常陸北条氏〈『書札次第』謹言（草）↓『政氏書札礼』（京都へ之御書札）謹言（行）〉

実例は未確認。常陸北条氏は小田氏一族で、『書札次第』では奉公衆クラスに記載され「京都奉公」の注記がある。この北条氏は小田原でなく常陸北条氏と考えられ、³⁸ 室町期以降、同氏は宗家に次ぐ地位にあったとされる。³⁹ 一方『政氏書札礼』では「京都へ之御書札」の内に「千葉介三浦北條謹言」とあり、謹言は行書体で格上げされたことが窺える。ただし、前述した通り当該部分が享徳の乱前後の書札礼であるとすれば、逆に格下げされたことになる。

田中はこの北条氏を小田原北条氏と捉え、本来、永正一三年に滅亡した三浦氏と大永三年に改姓した北条氏の両者が、実際に同じ謹言（行）の待遇を受けることはないとしつつも、古河公方が改姓後の北条氏を千葉氏・三浦氏と同じ「屋形」層並みの待遇として扱った記述と理解する。

しかし、小田原北条氏が「屋形」層並みの家格であることを示すためなら千葉氏のみを記載すればよく、本来並び得ない三浦氏を記載する必要はない。また、前述したようにこの千葉氏と三浦氏の記載は享徳の乱前後の待遇を指すとみられるが、ここに敢えて後年の小田原北条氏の記載を追加することも考えにくいのではないだろうか。

そこで改めて常陸北条氏についてみると、小田成治の子で北条氏の小田顕家は延徳二年に当主で兄の治孝を殺害している。この事件の背景には長享の乱との関係が指摘され、親山上杉派の顕家と反山上杉派の治孝の対立関係があったという。⁴⁰ 『書札次第』の常陸北条氏が顕家を指すかは不明だが、同史料の成立は政氏と扇谷上杉氏が連携した時期と考えられ、公方からすれば親山上杉派の常陸北条氏は敵方ということになる。同氏と幕府の直接的な関係は不明だが、山内上杉方であったために「京都奉公」と記載された可能性は想定しても良いように思われる。

その上で、『書札次第』の「京都奉公」が『政氏書札礼』

の「京都へ之御書札」の記載と同様の意味合いを持つとすれば、「京都へ之御書札」の北条氏も常陸北条氏を指すと考えられる。書札札が格下げになった理由は不明だが、山内上杉方への加担が影響したのかもしれない。

⑦ 築田氏・木戸氏・佐野氏へ『書札次第』謹言(草) ↓ 『義氏書札札』謹言(行)

築田氏は、明応三年に比定される政氏書状では謹言(草)で確認されるが、晴氏期までには謹言(行)に格上げされている。⁴¹ 同氏は、永正半ばには書札札が花押のみから実名+花押の形式に格上げされているため、その前後に謹言も草字から行字に格上げされたと推察される。

木戸氏は、義氏期には謹言(行)であることが確認できる。⁴³ それ以前の実例は管見の限り未確認だが、国人・奉公衆の家格であれば謹言(草)であっただろう。

佐野氏は、宗家の下野佐野氏が成氏期の写しで謹言(草)、⁴⁴ 桐生佐野氏が成氏期・晴氏期に謹言(草)、⁴⁵ 義氏期には下野佐野氏が謹言(行)で確認でき一致する。⁴⁶

この三氏は国人・奉公衆クラスであり、いずれも概ね一六世紀前半に格上げされたとみられる。

以上、書止文言の字体に着目して三つの書札札を比較検討

した。その結果、公方の武家に対する書札札は『書札次第』↓『政氏書札札』↓『義氏書札札』と概ね段階的に厚礼化していることがわかる。この点は享徳の乱以降、公方発給文書が御判御教書形式から御内書形式へ移行するのに伴い、各民族への書札札が厚礼化したとする指摘や、⁴⁷ 一五世紀後半の一六世紀前半にかけて大名・国人・奉公衆らに対する書札札の格上げが進行したとする指摘と合致するといえる。

二 書札札における武家・寺社の記載の有無

(一)『書札次第』の特色

次に、各書札札における武家・寺社の記載の異同を確認したい。それをまとめたのが次の①・②である。⁴⁸

①『書札次第』のみに記載がある武家・寺社

〈武家〉山名・二本松・畠山・大掾・岩城・上総介・横須賀・那須・長井・大友・野田・名草・洪垂・閑馬・早川田・伊達・三戸・白河・赤見・大平・佐々木・梶原・町野・印東・山越・竜崎・真壁・千本・塩谷・渋谷・江戸・茂木・山川・笠間・小坂

〈寺社〉鎌倉門院・八正寺・宝勅寺・一心院・二階堂・禅興寺・福泉寺・東勝寺・万寿寺・興聖寺・大学寺・長樂寺・国清寺・杉田東福寺・万福寺・千妙寺

②『書札次第』には記載がないが、他の書札礼には記載がある武家・寺社

〔武家〕土岐・斎藤・三条（公家）・幸福院（不祥）・伊勢・新田・由良・今川・甲斐武田・越後上杉・小田原北条・千田・上総武田・小山・壬生・相馬・八条上杉・妹尾・長尾・原・芳賀・水谷・赤井・狩野・太田・行方・畑田・武田（行方衆）・山田・手賀・中居・下河辺・嶋崎・芹沢・鹿嶋・津賀

〔寺社〕熊野堂殿・当麻上人・甘棠院・千光院・吉祥寺・播本坊・若満坊・鑊阿寺・千手院・雪下院家中・権大僧都祐桓御房・光護院・王子神社・早雲寺・鷲宮神社・長寿寺・永安寺・乾亨院・長春院・勝光院・惣持寺・伝心院・英海法印御房・京都五山・蔭涼軒・鹿苑院・座禅院・山内（日光山カ）

まず①から、全体的な傾向として『書札次第』は他の書札礼と比較して、足利一門の山名氏をはじめ独自の記載が多くあり、伊達氏・岩城氏・白河氏など南奥の武家がみられる点でも特色がある。寺社の場合も、鎌倉門院を筆頭に独自の記載が多くみられる。

一方で、『政氏書札礼』は幕府関係者を多く載せるが、『書札次第』では三管領と山名氏を除き東国以外の武家がみられない。また寺社の場合も、『書札次第』は門跡寺院を除き記

載は東国寺社のみで、『政氏書札礼』が「京都へ之御書札」として京都寺院を載せる点とは対照的である。

さらに注目すべき点として、『書札次第』には『政氏書札礼』同様、足利一門であるはずの一色氏の記載がない。この点、一色氏の動向が成氏期には伊予守や宮内大輔などの活動がみられるが、政氏期には一時的に消息がつかめなくなるのと関係する可能性がある。また、成氏期には一色左馬助が突如出奔し、成氏から直接帰参を求められている事例も⁵⁰確認できるため、ちょうど『書札次第』が作成された時期に、一色氏は何らかの理由で一時的に古河公方方から離れており、それが書札礼の記載に影響したのかもしれない。

（二）『書札次第』の成立時期

このように『書札次第』は『政氏書札礼』、『義氏書札礼』と比べて、東国中心の内容であるといえる。こうした書札礼上の記載が実際の交流度合を示すとすれば、『書札次第』の成立は政氏と扇谷上杉氏が連携する長享二年⁵¹から程ない時期まで遡る可能性もあると考えられる。

そこで注目される点として、『書札次第』は『政氏書札礼』と異なり、京都五山や鹿苑院、蔭涼軒に関する記載がない。『書札次第』成立時に古河公方とこれらの京都寺院が没交渉で、それが書札礼への記載に影響した可能性も想定できる。

古河公方による鎌倉五山への公帖発給が再開されるのは文明一四年（一四八二）の都鄙和睦以降であり、古河公方と京都との交流が再開され書札札に記載され得るとすれば、これ以降のことである。延徳四年六月には竺雲頭騰が成氏公帖を根拠に幕府に建長寺公帖を求めているが、この事態について蔭涼軒主は「予代未有」と述べており、京都との交流再開はこの時期まで下ると推察される。⁵³

そして、政氏と扇谷上杉氏の連携という点を踏まえるならば、『書札次第』の成立は、京都寺院と没交渉であったと考えられる長享二年以降まで遡るのではないかと考えたい。

おわりに

以上、『書札次第』、『政氏書札礼』、『義氏書札礼』について、書止文言とその字体、および記載の有無に着目して比較検討を行った。その結果、武家に対する書札礼は『書札次第』→『政氏書札礼』→『義氏書札礼』と段階的に厚礼化していったことが明らかになった。さらに『書札次第』は幕府や西国の武家、寺社に関する記載が極めて少なく、東国中心的な内容といえる。そしてその記載は、一六世紀前半に武家に対する書札礼が厚礼化する以前の段階を示し、『政氏書札礼』の成立が明応三年十一月以前まで遡るとすれば、『書札次第』はそれ以前に政氏と扇谷上杉氏が連携する期間、すな

わち長享二年～明応三年五月の間の成立と考えた。

今回は紙幅の都合上、個別の事例や殿文字の規定などについては論じ得なかった。また、関東足利氏以外にも東国の書札礼は多く存在し、それらも参照・比較した上で武家・寺社の書札礼を検討していく必要があるだろう。

後注

- 1 谷口雄太・安田健人・堀内誠司「『書札次第』の翻刻と紹介」『史友』五七、二〇二五年。
- 2 拙解題「『書札次第』にみえる武家と寺社」(1) 前掲谷口他史料紹介。
- 3 木下聡「史料紹介「大和家蔵書」所収「大館伊予守尚氏入道常興筆記」『東京大学日本史学研究室紀要』二二、二〇一八年(史料の存在は堀川康史氏の御教示による)。本史料は室町幕府奉公衆で故実家の大館尚氏の手になり、それを大和晴完が書写、一部追加を施したものである。大永八年(一五二八)や享禄五年(一五三三)の奥書があることから、当該記事が『書札次第』に追加されたのは早くとも足利高基期以降と考えられる。
- 4 小久保嘉紀「鎌倉府の書札札」『室町・戦国期儀礼秩序の研究』臨川書店、二〇二二年(初出二〇一〇年)。以下、副題は省略した。
- 5 佐藤博信「足利政氏とその文書」『中世東国足利・北条氏の研究』岩田書院、二〇〇六年(初出一九七三年)。和氣俊行「足利政氏書札札」の歴史的品格をめぐって」佐藤博信・荒川善夫・松本一夫編『中世下野の権力と社会』岩田書院、二〇〇九年。
- 6 佐藤博信「義氏様御代之中御書案之書留」『古河市史研究』八、一九八三年。
- 7 市村高男「中世領主間の身分と遺構・遺物の格」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』八、一九九七年。
- 8 小久保嘉紀「中世書札札史料論」(4) 前掲小久保著書。
- 9 田中宏志「関東公方発給文書の書札札についての再検討」佐藤博信編『中世東国の社会と文化』岩田書院、二〇一六年。以下、田中の研究については、特に断らない限り同論文からの引用による。
- 10 二木謙一「室町幕府における武家の格式と書札札」『武家儀礼格式の研究』吉川弘文館、二〇〇三年(初出一九九九年)。なお、田中は行謹言を「草謹言」、草謹言を「丸謹言」と呼称するが、字体そのものの理解は概ね同一であると思われるため、引用に際しては、本稿での呼称に言い換えた。
- 11 画像は国立公文書館デジタルアーカイブの「文章之次第」(請求記号…一五三—〇四六)より引用した。
- 12 木下聡『山内上杉氏と扇谷上杉氏』吉川弘文館、二〇二三年(伊藤拓也氏の御教示による)。なお、両者が結び始める時期については、明応二年十二月の両上杉氏の和睦後から、明応三年二月以前になる可能性も指摘されている(駒見敬祐「長享の乱における古河公方足利政氏」『埼玉県立歴史と民俗の博物館紀要』一九、二〇二五年)。
- 13 『喜連川町史』資料編五喜連川文書(以下、『喜連川』)一号。
- 14 『喜連川』一一一(一)・(二)号。
- 15 (5) 前掲佐藤論文。
- 16 (5) 前掲和氣論文。
- 17 (9) 前掲田中論文。(2) 前掲拙解題。

- 18 田中宏志「『関東公方書札礼（足利政氏書札礼）』の基礎的考察」千葉歴史学会中世史部会一月例会報告レジュメ、二〇二二年一月二八日。
- 19 佐藤博信「足利政氏とその時代」『古河公方足利氏の研究』校倉書房、一九八九年（初出一九八三年）。おそらく佐藤は、『義氏書札礼』の「可淳於村岡御陣、政氏様御手移ニ被下」という記載（吉田勝弥氏の御教示による）と、明応三年に比定される十一月十七日付の政氏書状（『築田家文書』『戦国遺文』古河公方編（以下、『戦古』三四九号）から、同年十一月の村岡御陣における政氏と顕定の同陣を想定したと思われる。本稿ではこの見解に従うが、両者は同年十月に武蔵高倉山に布陣したとする史料もある（吉田勝弥『書札礼から見た戦国期関東上杉氏』『史友』五八、二〇二六年）。この点、『政氏書札礼』中に「建長寺当住竺雲和尚」の記載があり、竺雲顕勝が建長寺住持に就任したのは延徳四年（一四九二）六月六日である（『蔭涼軒日録』延徳四年六月十三日条〔竹内理三編〕増補続史料大成 蔭涼軒日録五 臨川書店、一九七八年）。よって、『政氏書札礼』Aの原本の成立はそれ以降と考えられる。
- 21 本間氏については、佐藤博信「古河公方家臣本間氏に関する考察」『茨城県史研究』九二、二〇〇八年を参照。
- 22 佐藤博信「『里見家永正元龜年中書札留抜書』（内閣文庫蔵）」滝川恒昭編『房総里見氏』戎光祥出版、二〇一四年（初出一九八八年）。
- 23 『喜連川』二五号。
- 24 田中宏志「古河公方と曹洞宗」黒田基樹編『古河公方・足利義氏』戎光祥出版、二〇二四年（初出二〇一一年）。
- 25 （9）前掲田中論文。本稿ではこれらも『政氏書札礼』の記載として扱う。
- 26 谷口雄太「関東足利氏の御一家（二）」黒田基樹編『足利氏満とその時代』戎光祥出版、二〇一四年。
- 27 「青木信孝氏所蔵文書」『戦古』三〇二号。
- 28 「御書案留書上」『喜連川』六一―（一）号、四八頁。
- 29 （7）前掲市村論文。（9）前掲田中論文。
- 30 「秋田藩家蔵文書一七真崎処純所蔵」『戦古』四一五号。
- 31 （2）前掲拙解題。上杉氏の書札礼については、（19）前掲吉田論文を参照。
- 32 「渡辺忠胤氏所蔵文書」『戦古』五二八号。
- 33 （9）前掲田中論文。（18）前掲田中レジュメ。この指摘を踏まえれば、「京都へ之御書札」の記載は『政氏書札礼』と異なる時期の成立と考えられるが、この点は今後の検討課題である。
- 34 石橋一展「千葉氏の動向と研究史」同編『下総千葉氏』戎光祥出版、二〇一五年。
- 35 「相州古文書所収大住郡庄右衛門所蔵」『戦古』三六〇号。
- 36 黒田基樹「関東動乱と三浦氏」『戦国期関東動乱と大名・国衆』戎光祥出版、二〇二〇年（初出二〇一二年）。

- 37 「三浦文書・『思文閣古書資料目録』一三四」『戦古』一二〇八号。
 38 (1) 前掲谷口他史料紹介、谷口解題。
 39 黒田基樹「戦国動乱と小田氏」(36) 前掲黒田著書(初出二〇〇四年)。
 40 (39) 前掲黒田論文。
 41 「築田家文書」『戦古』三四九号・七九〇号。
 42 市村高男「古河公方と礼の秩序」『鷲宮町史』通史上巻、一九八六年。
 43 「古河歴史博物館所蔵文書」『戦古』一一〇一号。
 44 (28) 前掲史料、四七頁。
 45 「群馬県立歴史博物館所蔵赤堀文書」『戦古』五九号。「国会本喜連川文書」『戦古』六九五号。
 46 「喜連川家文書案三」『戦古』一一二二号。
 47 阿部能久「戦国期関東公方とその発給文書」『戦国期関東公方の研究』思文閣出版、二〇〇六年。
 48 (7) 前掲市村論文。
 49 「書札次第」には「京御門跡」に始まる門跡寺院の記載もあるが、豊臣期以降の成立になる照高院が筆頭にある点など、他に京都寺社の記載がない『書札次第』においてやや異質である。この箇所は後世に挿入された可能性が高いと思われるため、今回は検討対象から除外した。
 50 「喜連川家文書案三」『戦古』三二〇号。
 51 (12) 前掲木下著書。
 52 家永遵嗣「明応二年の政変と堀越公方」『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、一九九五年。
 53 『蔭涼軒日録』延徳四年六月二日条。阿部能久「関東公方の関東禅院支配」(47) 前掲阿部著書(初出二〇〇〇年)。